

## 私設取引システム取引（GMO夜間取引）約款

### 第1条（本約款の趣旨）

この約款（以下、「本約款」といいます。）は、お客様が GMO インターネット証券株式会社（以下、「当社」といいます。）を通じて SBI ジャパンネクスト証券株式会社（以下、「ジャパンネクスト社」といいます。）の運営する私設取引システムにおける有価証券の売買取引を行うにあたり、お客様と当社との権利義務関係を明確にするためのとりきめです。

### 第2条（法令等の遵守）

お客様は、当社との間で行う取引に関しては、本約款及びその他の規程等のほか、関連法令並びに日本証券業協会及び各証券取引所の諸規則等を遵守するものとします。

### 第3条（自己責任の原則）

お客様は、私設取引システム取引の特徴、制度の仕組等について、本約款中に掲げる事項を承諾し、説明書並びに説明の内容を十分把握し、自らの判断と責任において私設取引システムにおける取引を行うものとします。

### 第4条（用語の意義）

本約款における用語の意義は、証券取引法その他の諸法令、日本証券業協会、株式会社東京証券取引所及び株式会社証券保管振替機構等の定める諸規則、決定事項及び慣行（以下、「法令等」といいます。）中、取引の条件に関連する条項に従うものとします。

### 第5条（申込み）

お客様は、当社所定の方法により、当社に取引開始を申し込むものとし、当社がこれを承諾した場合には、本約款に従った私設取引システムにおける取引を行うことができるものとします。

### 第6条（決済条件の変更）

お客様は、天災地変、経済事情の激変、その他やむを得ない事由に基づいて、当社がお客様の委託に係る本取引について決済期日等の決済条件の変更を行った場合には、その措置に

従うものとします。

#### 第7条（受渡不履行の場合の措置）

お客様が、所定の時限までに、売付け有価証券または買付け代金等を当社に交付しない場合、ジャパンネクスト社は当該取引に関して当社の計算によりジャパンネクスト社の名前で反対売買等を行うことができるものとします。この場合、お客様が負担すべき損害が発生し当該損害について当社がジャパンネクスト社より請求を受けた場合には、当社がお客様のために占有する金銭及び有価証券をもってその損害に充当し、まだ不足が生じている場合には、お客様は直ちに当該不足額を当社に弁済するものとします。なお、お客様は、受渡不履行を起こした場合、当社の定める利率及び計算方法による遅延損害金及び損害違約金を当社に支払うことをあらかじめ同意するものとします。

#### 第8条（約款の解約）

次の各号に該当する場合、本約款は解約することができるものとします。但し、解約時においてお客様の当社に対する本約款に基づく債務が残存する場合には、その限度において本約款は効力を有するものとします。

1. お客様が当社所定の手続により、解約の申し入れをされた場合。
2. お客様が法令等、本約款及びその他規程等に違反した場合。
3. お客様が市場の公正な価格形成に弊害をもたらす取引注文を行っているとして当社が判断した場合。
4. お客様が取引手数料又は利用料等を支払期日までに支払わなかった場合。
5. お客様が当社に対する届出事項について虚偽の届出を行っていたことが判明した場合。
6. お客様が本約款の改訂について同意しない旨を申し出た場合。
7. お客様が当社の名誉又は信用を毀損したと当社が判断した場合。
8. お客様が当社の業務の運営又は維持を妨げていると当社が判断した場合。
9. お客様が暴力団員、暴力団関係者又は総会屋等の社会的公益に反する者に該当すると当社が判断した場合。
10. お客様からの預り資産の全部又は一部が、犯罪行為によって不正に取得した疑いがあると当社が判断した場合。
11. お客様が、日本国内の居住者でないことが判明した場合、また、お客様から非居住者になる旨の届出があった場合
12. 前11号の他、合理的な事由により当社が解約を申し出た場合。

#### 第9条（売買取引の臨時停止または制限、あるいは規定期限外取引）

お客様は、次に掲げるような事由が生じた場合には、当社は、ジャパンネクスト社への注文取次ぎを停止するなど売買取引を制限し、またジャパンネクスト社は、売買取引の全部もしくは一部を臨時に停止または制限し、あるいは規定期限外に取引することに同意するものとしします。

1. 対象銘柄が上場している主たる取引所が売買停止等の措置を行った場合、または日本証券業協会(以下、「協会」という。)が取引所有価証券市場外取引を停止した場合
2. 私設取引システムの稼動に支障が生じた場合等において売買取引を継続するのが適当でない当社またはジャパンネクスト社が認める場合
3. 対象銘柄について発行会社またはメディア等により発行会社に関する「重要事実」に関する報道がなされた場合で、当該情報の内容が不明確である場合または情報の内容を周知させることが必要である場合等、売買を継続することが適当でない当社またはジャパンネクスト社が判断した場合
4. 売買の状況に異常がある、またはその恐れがある場合等で売買取引を継続するのが適当でない当社またはジャパンネクスト社が認める場合
5. 天災地変、政変、ストライキ、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる理由により、取引の注文及び約定の執行、金銭及び有価証券の授受等が遅延または不能となったとき
6. その他取引の公正性確保のため当社またはジャパンネクスト社が必要と認めた場合

#### 第10条(臨時停止、臨時挙行の通知)

当社またはジャパンネクスト社が、臨時休業日、臨時半休日または売買取引の臨時停止もしくは臨時挙行を定めたときは、緊急やむを得ない場合を除きあらかじめその旨をお客様に通知するものとしします。

#### 第11条（注文の執行）

当社は、お客様が取引を発注する際に、私設取引システムの注文である旨のお申し出があった場合のみ私設取引システムへ取次ぎます。

#### 第12条(ジャパンネクスト社におけるシステム障害時における注文の処理)

1. ジャパンネクスト社におけるシステム障害により売買取引を停止する場合には、すべての受注を停止するものとしします。

2. ジャパンネクスト社におけるシステム障害が発生する前にジャパンネクスト社が受付けた注文で、システム障害発生時点でシステム上約定が成立していない注文については、原則としてすべて取消されるものとします。
3. ジャパンネクスト社におけるシステム障害が発生する前にシステム上正しく約定が成立している取引については、システム障害を原因として約定連絡が遅延することがあります。
4. ジャパンネクスト社のシステム障害を原因として、正しく執行されたものでない取引の約定連絡がお客様になされている場合には、原則としてその約定は無効な約定として取消されるものとします。

### 第13条（免責事項）

当社は、次の各号に定める事由により生じるお客様の損害については、その責を負わないものとします。但し、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。

1. お客様自身が入力したか否かを問わず、当社がユーザーID等の一致を確認した上で行われた取引に関する損害。
2. お客様のユーザーID等が漏えいし、盗用（通信回線及びシステム機器を介したものを含みます。）された場合に生じた損害。但し、「通信回線・システム機器」とは、お客様、プロバイダ、当社、又は証券取引所（私設取引システム等を含む）のそれぞれのハードウェア、ソフトウェア、又はそれぞれを結ぶ通信回線のすべてを含むものとします（以下、本条において同じ。）。
3. コンピューターウイルスや第三者による妨害、侵入、情報改変、業務の遅延等により、本サービスで提供する約定結果、取引情報及びその他の情報伝達遅延、誤謬又は欠陥が生じた場合に生じた損害。
4. 本サービスにおける通信速度の低下又は通信回線の混雑を理由として、取引注文が受託されなかった場合に生じた損害。
5. 通信回線・システム機器の瑕疵若しくは障害又は停電により、当社が正常に受け付けた取引注文が執行されない若しくは誤って執行された場合、又は発注されない若しくは誤って発注された場合に生じた損害。
6. 通信回線・システム機器の瑕疵若しくは障害又は停電により、約定内容が本サービスにおいて表示されない場合、遅れて表示された場合又は誤って表示された場合に生じた損害。
7. 天災地変、政変、ストライキ、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、取引注文の執行、金銭又は有価証券の受渡、返還又は寄託その他の事務手続き等が遅延し、又は不能になった場合に生じた損害。

8. お預り当初から有価証券について存した瑕疵又はその原因となる事実により生じた損害。
9. 所定の手続による返還の申し出がなかったため又は印影が届出のある印鑑のものと異なるために、お預りした金銭又は有価証券を返還しなかったことにより生じた損害。
10. 金銭の入出金又は有価証券の入出庫に際して投資機会を逸したことに関する損害。
11. お客様が当社との契約、その他の契約事項に反した取引を行ったことにより生じた損害。
12. お客様が本サービスの内容又はその利用方法について誤解し、又は理解不足であったことにより生じた損害。
13. 本サービス提供に係る契約の解約に伴って生じた損害。
14. 当社またはジャパンネクスト社の判断（証券取引所、日本証券業協会等が行う措置に基づく場合を含む）により、私設取引システム全体あるいは個別銘柄毎に売買停止、制限等の措置を実施したことにより生じた損害。

当社は、いかなる場合にも、あらゆる種類の、お客様に関する営業の損失、得べかりし利益の喪失及び間接損害について責任を負わないものとします。

#### 第 14 条（報告書等の作成及び提出）

お客様は、ジャパンネクスト社が有価証券の売買その他の取引の適切な管理及び取引の公正性確保のために当社に対してお客様の個人情報（氏名、年齢、住所、職業、内部者登録の有無、口座番号）、取引内容及びその他の情報、資料にかかる報告を依頼した場合には、当社がジャパンネクスト社の依頼に基づく合理的な内容の報告書その他の書類をジャパンネクスト社に対して提出することに同意するものとします。

#### 第 15 条（オンライントレード取扱規程等の適用）

本約款に別段の定めがないときは、証券取引法その他の法令、証券取引所の受託契約準則、定款、業務規程、その他所規則、日本証券業協会の諸規則、当社の約款・規程等の定めによるものとします。

#### 第 16 条（準拠法）

本約款は、日本国法を準拠法とします。

#### 第 17 条（合意管轄）

お客様と当社との間に生じた本サービスに関する訴訟については、当社本店所在地を管轄とする地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

#### 第 18 条（通知の方法）

当社からお客様への通知は、原則として会員ページにおいて行うものとします。但し、当社が必要と判断する場合は、書面、電子メール、又は電話等の方法により通知する場合があります。

#### 第 19 条（約款の変更）

1. 本約款は、法令等の変更、監督官庁の指示その他当社の業務上の必要が生じたときは、変更されることがあります。
2. 本約款の変更がお客様の従来の特権を制限し、又はお客様に新たな義務を課すものであるときには、当社は速やかにその内容を前条の方法により通知するものとします。また、重要な変更については書面をもってお客様に通知することもできるものとします。
3. お客様は、本約款の変更不同意の場合は、前項に基づく通知の受領後 15 日以内に当社に申し出るものとします。係る申し出がない場合は、本約款の変更同意したものとみなします。
4. 前 3 項に係らず、第 2 項に基づく通知の受領後に売買取引をされた場合は、本約款の変更同意したものとみなします。

平成 19 年 9 月

GMO インターネット証券